

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法 務 ・ 法 人 局  
法 制 文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目次ページ

## 道人事委員会規則

|                                           |   |
|-------------------------------------------|---|
| ○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………     | 1 |
| ○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… | 2 |

## 道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年12月18日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

### 北海道人事委員会規則 7－1352

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7－27）の一部を次のように改正する。

第15条を第18条とする。

第14条第1項中「、第12条の5」を「から第12条の7まで」に改め、同条を第17条とする。

第13条の2を第16条とする。

第13条第1項中「場合は、」の次に「社会福祉業務手当の支給を受ける職員が条例第17条第1項第3号に規定する作業に従事した場合及び」を加え、同条第2項の表を次のように改める。

|                                         |                                                             |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 犬取扱等業務手当（条例第11条第1項第2号の解剖検査の業務に係るものに限る。） | 病理細菌等業務手当                                                   |
| 災害応急作業等手当                               | 道路上等作業手当<br>高等作業手当                                          |
| 防疫救治作業手当                                | 精神保健等業務手当（条例第20条第1項第2号から第4号までに規定する業務に係るものに限る。）<br>病理細菌等業務手当 |
| 病理細菌等業務手当                               | 精神保健等業務手当（条例第20条第1項第3号に規定する業務に係るものに限る。）                     |

第13条第3項を次のように改め、同条を第15条とする。

3 条例第30条第3項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 家畜保健衛生所に勤務する職員以外の職員が条例第17条第1項第3号に規定する作業に従事した場合

(2) 診療放射線技師及び診療エックス線技師以外の職員が条例第23条第1項に規定する作業に従事した場合

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条第1項中「以下「感染症予防法」という。」、「同条第5項第7号に規定する鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザに限る。以下同じ。）並びに」及び「とし、条例第17条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、鼻疽、馬伝染性貧血、牛結核病及び豚コレラ」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第17条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。

第9条に次の2項を加え、同条を第11条とする。

3 条例第17条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、鼻疽、馬伝染性貧血、牛結核病及び豚コレラとする。

4 条例第17条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める作業は、牛のと殺作業その他人事委員会が認める作業とする。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（災害応急作業等手当）

**第8条** 条例第12条の6第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める額は、職員が従事した作業の内容を考慮して人事委員会が別に定める。

2 条例第12条の6第3項第2号に規定する人事委員会規則で定める区域は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）であって人事委員会が認めるものとする。

3 条例第12条の6第4項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するための作業（条例第12条の6第1項第1号又は第3号に掲げる作業に限る。） 5日

(2) 前号に規定する作業以外の作業 人事委員会が別に定める期間

4 条例第12条の6第4項に規定する人事委員会規則で定める額は、前項第1号に掲げる作

業にあっては、条例第12条の6第2項第1号又は第3号に定める額の100分の100に相当する額とし、前項第2号に掲げる作業にあっては、人事委員会が別に定める額とする。

(災害応急作業等手当の特例)

**第9条** 条例第12条の7第1項に規定する人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

(1) 東日本大震災に対処するための作業 次に掲げる区域

ア 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域

イ 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域(アに掲げる区域を除く。)

(2) 前号に掲げる作業以外の作業 次に掲げる区域

ア 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所(人事委員会が認めるものに限る。イにおいて「特定原子力事業所」という。)の敷地

イ 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が別に定める区域(アに掲げる区域を除く。)

2 条例第12条の7第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アに掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(2) 前項第1号アに掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(3) 前項第1号イに掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 3,300円

(4) 前項第1号イに掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 660円

(5) 前項第2号アに掲げる区域において行う作業 2万円を超えない範囲内において人事委員会が別に定める額

(6) 前項第2号イに掲げる区域において行う作業 1万円を超えない範囲内において人事委員会が別に定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会が別に定める額を加算した額)

3 前項第1号又は第3号に規定する作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、これらの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

4 条例第12条の7の規定に基づき災害応急作業等手当が支給される場合における第12条の規定の適用については、同条中「月の初日から末日までの間」とあるのは、「月の初日から末日までの間(条例第12条の7の規定に基づき災害応急作業等手当が支給される日を除

く。)」とする。

附則第2項から第5項までを削り、附則第6項中「又は第4項」を削り、「第14条第1項」を「第17条第1項」に改め、同項を附則第2項とし、附則第7項中「又は第4項」を削り、「第15条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項を附則第3項とする。

別表を削る。

別記様式中「(第15条関係)」を「(第18条関係)」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成29年11月1日から適用する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月18日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

### 北海道人事委員会規則7-1353

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-29)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「第6条第2項第1号」を「第6条第3項」に改め、同項第2号中「又は退去命令等」を「、退去命令等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に対処するための作業 5日

(2) 前号に規定する作業以外の作業 人事委員会が別に定める期間

4 条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める額は、前項第1号に掲げる作業にあっては、条例第6条第2項第1号に定める額の100分の100に相当する額とし、前項第2号に掲げる作業にあっては、人事委員会が別に定める額とする。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とし、第5条の2の次に次の1条を加える。

(救難作業手当の特例)

**第5条の3** 条例第6条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める区域は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

(1) 東日本大震災に対処するための作業 次に掲げる区域

ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地

イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域（アに掲げる区域を除く。）

ウ 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（ア及びイに掲げる区域を除く。）

(2) 前号に掲げる作業以外の作業 次に掲げる区域

ア 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所（人事委員会が認めるものに限る。イにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地

イ 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が別に定める区域（アに掲げる区域を除く。）

2 条例第6条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アに掲げる区域において行う作業 1万3,300円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、2万円）

(2) 前項第1号イに掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(3) 前項第1号イに掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(4) 前項第1号ウに掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 3,300円

(5) 前項第1号ウに掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 660円

(6) 前項第2号アに掲げる区域において行う作業 2万円を超えない範囲内において人事委員会が別に定める額

(7) 前項第2号イに掲げる区域において行う作業 1万円を超えない範囲内において人事委員会が別に定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会が別に定める額を加算した額）

3 前項第2号又は第4号に規定する作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る救難作業手当の額は、これらの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附則第2項から第6項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成29年11月1日から適用する。